

平成 30 年 8 月

東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 109 号）が公布され、新たに 2 物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：2 物質（別添参照）

○公布日：平成 30 年 8 月 22 日

○施行日：平成 30 年 9 月 1 日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

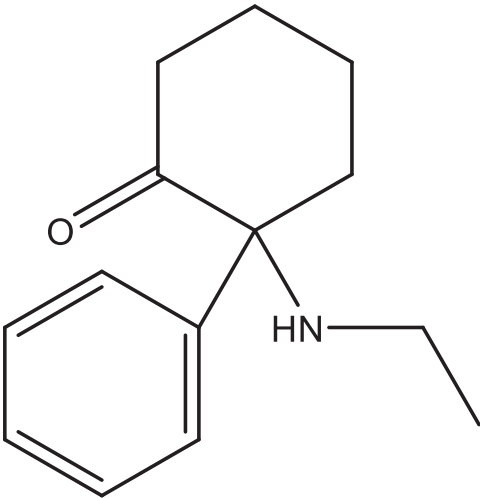
○注意事項

公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

指定薬物の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門 (電話：03-3599-6338)
--

別添

1	物質名	2-(Ethylamino)-2-phenylcyclohexanone
	物質名訳	2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサノン
	通称等	Deschloro-N-ethyl-ketamine、 Eticyclidone、 O-PCE、 2-Oxo-PCE
	構造式	
2	物質名	Methyl 2-[1-(5-fluoropentyl)-1 <i>H</i> -indole-3-carboxamido]-3, 3-dimethylbutanoate
	物質名訳	メチル＝2－[1－(5－フルオロペンチル)－1 <i>H</i> －インドール－3－カルボキサミド]－3, 3－ジメチルブタノアート
	通称等	5F-MDMB-PICA
	構造式	